

報 道 資 料

令和7年7月31日
薬務・衛生課
食品・生活衛生係
担当：三埜、井岸
ダイヤル：0742-27-8681
内線：3188

食品衛生月間中の行事について

食中毒の発生が多い時期を迎え、食品衛生管理の徹底等を図るため、8月の1ヶ月間を「食品衛生月間」として食中毒予防の啓発活動等を実施します。

今年度の食品衛生月間中の主な行事（街頭PR等）をお知らせします。

(1) 目的

食中毒事故の発生を防止し、県民の健康な食生活を維持するため、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図ることを目的として行います。

(2) 実施期間

令和7年8月1日(金)から8月31日(日)までの1ヶ月間

(3) 実施機関

奈良県（県保健所及び食品衛生検査所を含む）及び公益社団法人奈良県食品衛生協会

(4) 実施内容

1) 街頭PR

- ・広報車による食中毒予防啓発活動
- ・街頭で食中毒予防啓発用ティッシュペーパー、チラシ等の配布

日時	広報車での巡回	街頭啓発
8月1日(金)	宇陀市、曽爾村(9:30～16:30)	
8月5日(火)	桜井市(13:30～15:00)	イオン桜井店、桜井駅(13:30～15:00)
8月6日(水)	明日香村(11:00～12:00)	イオンモール大和郡山(13:30～15:00)
8月7日(木)		大和八木駅(14:00～15:00)
8月15日(金)		五條市(吉野川祭り会場)(18:00～19:00)
8月20日(水)	吉野町、川上村、上北山村、下北山村(10:00～14:00)	

2) その他

- ・郡山保健所内で食中毒予防啓発用ティッシュペーパー、チラシの配布
- ・(御杖村)8月の広報誌に食中毒啓発掲載予定
- ・中央卸売市場内に啓発横断幕(手洗い・加熱・冷却で防ごう!食中毒)の掲示及び食中毒予防啓発ポスターの配布